

# 適正な下水道使用料の徴収に向けた取り組みについて

報 告 1  
平成29年 6月  
県土マネジメント部

## 取り組み実施の背景

### ■ 下水道への不適正な排水による使用料の不正未払いが存在

- 水の使用が多い業種で、井戸水の給水メーターを経由しないバイパス管の施工などにより、下水道への排水量を実際より少なく見せかけによる使用料の不正未払いが存在

➡ **水道水以外の水(井戸水等)を使用している事業所などの排水の実態を的確に把握し、適正な下水道使用料の徴収に努めることが必要**

### ○ 適正な下水道使用料の徴収に向けた取り組み（これらの取組について、国からも実施を要請する通知）

- ・ 同業他社と比べ下水道の使用量が不自然に少ない事業所等への確認
- ・ 井戸水等の使用を開始する際の下水道管理者への届出義務の周知
- ・ 取組に対する制度的な対応を図るため、市町村下水道条例を改正

## これまでの取り組みの状況

### ■ 流域下水道協議会の専門員会内に「不適正排水排除検討部会」を設置(平成27年12月)

- 部会メンバー：流域協議会の専門員会の委員10市町および県
- 開催実績：平成27年度 2回 [井戸水等の使用を開始する場合の自主的な届出を促すための28年度の取り組み方針(下表の3項目)を決定]  
平成28年度 3回 [28年度の取り組みの実施検討、29年度の取り組み方針(次ページ)を決定]

### ■ 平成28年度の取り組み(実績)

(1) 戸別訪問	(2) 広報・周知	(3) 市町村下水道条例の改正
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 同業他社と比べ下水道の使用量が不自然に少ない事業所への確認を行うため、県が市町村の事業所別データを集約・分析し不適正な排水が疑われる事業所情報を市町村に提供 (9月)</li><li>○ 上記情報に基づき市町村が事業所を戸別訪問 (10月～3月) 事業所訪問 6市町12事業所</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 井戸水等の使用を開始する際の下水道管理者への届出義務を周知するため、県・流域関連全市町村で広報を実施(9月～1月)  広報誌による広報 23市町村十県 HPによる広報 10市町十県 チラシ戸別配布 1町</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 適正な下水道使用料の徴収に向け制度的な対応を図るため、井戸水等の使用を開始する際の届出義務を条例で規定  平成28年度 3市町が改正  届出義務が規定されている市町村数 (H28年度末現在) 5市町村／28市町村 (18%)</li></ul>

# 適正な下水道使用料の徴収に向けた取り組みについて

## H29年度の取り組み方針

- これまでの取り組みを踏まえつつ、今年度は下記の取り組みを実施

(1) 戸別訪問	(2) 広報・周知	(3) 市町村下水道条例の改正																													
<ul style="list-style-type: none"><li>効果的に取組・制度の周知徹底を図るとともに、水道水・井戸水など態様ごとの水使用の実態や事業所の規模・業態などの把握を行うため、<b>水使用の多い業種の事業所を戸別訪問</b></li></ul> <table border="1"><thead><tr><th>H29年度 訪問業種</th><th>数字は訪問事業所数（対象業種の事業所のうち下水道に接続されている事業所の数）</th></tr></thead><tbody><tr><td>①旅館・ホテル業</td><td>84</td></tr><tr><td>②公衆浴場業</td><td>18</td></tr><tr><td>③食料品製造業</td><td>160</td></tr><tr><td>④飲料製造業</td><td>19</td></tr><tr><td>⑤化学工業</td><td>52</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none"><li>上記の訪問をより効果的に行うため、「集中訪問期間」を設定し<b>県下一斉に戸別訪問を実施</b><ul style="list-style-type: none"><li>上記①～②の業種：5月・6月（実施中） [16市町村・102事業所を訪問]</li><li>上記③～⑤の業種：8月・9月（予定） [24市町村・231事業所を訪問]</li></ul></li><li>訪問時に排水の実態や事業所の状況などを調査、その結果を県でとりまとめ、市町村と情報共有を図り、以後の取組に生かす<ul style="list-style-type: none"><li>水道水、井戸水など態様ごとの水使用の実態</li><li>事業所の規模や業態</li><li>排水の汚濁の状況</li><li>などを調査</li></ul></li></ul>	H29年度 訪問業種	数字は訪問事業所数（対象業種の事業所のうち下水道に接続されている事業所の数）	①旅館・ホテル業	84	②公衆浴場業	18	③食料品製造業	160	④飲料製造業	19	⑤化学工業	52	<ul style="list-style-type: none"><li>広報内容について、取り組みや制度についてより注意を向けてもらうため、届出義務の周知のほか、<b>県全体で戸別訪問に取り組んでいることを広報</b></li><li>広報手段について、上記広報にあたり事業所等に対しより効果的に取組・制度の周知を図るため、商工会議所等の会報誌を活用（8月予定）</li></ul> <table border="1"><thead><tr><th>会報誌による広報を行う団体</th><th>数字は会員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>・商工会連合会（県下33商工会）</td><td>13,000</td></tr><tr><td>・奈良商工会議所</td><td>2,400</td></tr><tr><td>・高田商工会議所</td><td>1,200</td></tr><tr><td>・橿原商工会議所</td><td>1,550</td></tr><tr><td>・生駒商工会議所</td><td>930</td></tr><tr><td>・中小企業団体中央会</td><td>200組合</td></tr></tbody></table>	会報誌による広報を行う団体	数字は会員数	・商工会連合会（県下33商工会）	13,000	・奈良商工会議所	2,400	・高田商工会議所	1,200	・橿原商工会議所	1,550	・生駒商工会議所	930	・中小企業団体中央会	200組合	<ul style="list-style-type: none"><li>全ての市町村で取組への制度的対応が図られるよう、井戸水等の使用を開始する際の届出義務を条例で規定する取り組みを継続</li><li>早期に条例改正がなされるよう県が市町村に文書要請（平成29年4月26日）</li></ul> <table border="1"><thead><tr><th>平成29年度：10市町が改正予定</th></tr></thead><tbody><tr><td>[届出義務が規定されている市町村数 (H29年度末)]</td></tr><tr><td><u>15市町村（予定）／28市町村（54%）</u></td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none"><li>「不適正排水排除検討部会」を開催し、取り組みの成果の検証を行い、さらなる効果的な取組へと繋げていく（今年度3回開催予定）</li></ul>	平成29年度：10市町が改正予定	[届出義務が規定されている市町村数 (H29年度末)]	<u>15市町村（予定）／28市町村（54%）</u>
H29年度 訪問業種	数字は訪問事業所数（対象業種の事業所のうち下水道に接続されている事業所の数）																														
①旅館・ホテル業	84																														
②公衆浴場業	18																														
③食料品製造業	160																														
④飲料製造業	19																														
⑤化学工業	52																														
会報誌による広報を行う団体	数字は会員数																														
・商工会連合会（県下33商工会）	13,000																														
・奈良商工会議所	2,400																														
・高田商工会議所	1,200																														
・橿原商工会議所	1,550																														
・生駒商工会議所	930																														
・中小企業団体中央会	200組合																														
平成29年度：10市町が改正予定																															
[届出義務が規定されている市町村数 (H29年度末)]																															
<u>15市町村（予定）／28市町村（54%）</u>																															